

議案第77号

専決処分の報告について

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年11月9日提出

南小国町長 高橋 周二



専第10号 令和3年度南小国町水道事業特別会計補正予算書 (第3号)

専第10号

専決処分書

令和3年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第3号）
について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のと
おり専決処分する。

令和3年10月5日

南小国町長 高橋 周二



専第10号

令和3年度

南小国町水道事業特別会計補正予算書（第3号）

令和3年度南小国町の水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,600千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ156,550千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年10月5日専決

南小国町長 高 橋 周 二

歳入

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前額	今回補正額	合計
6. 繰入金		29,812	1,600	31,412
	1. 基金繰入金	0	1,600	1,600
歳入	合計	154,950	1,600	156,550

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 額	今 回 補 正 額	合 計
3. 事業費		5,000	1,600	6,600
	1. 営業外費用	5,000	1,600	6,600
歳 出	合 計	154,950	1,600	156,550

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前額	今回補正額	合計	備考
6. 繰入金	29,812	1,600	31,412	
歳入合計	154,950	1,600	156,550	

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳出)

(単位：千円)

款	補正前額	今回補正額	合計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 事業費	5,000	1,600	6,600				1,600
歳出合計	154,950	1,600	156,550				1,600

2 歳 入

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前額	今回補正額	合 計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 水道会計財政基金繰入金	0	1,600	1,600	1. 水道会計財政基金繰入金	1,600	
計	0	1,600	1,600			

3 歳 出

(款) 3. 事業費

(項) 1. 営業外費用

(単位：千円)

目	補正前額	今回補正額	合 計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 消費税	5,000	1,600	6,600				1,600	26. 公 課 費	1,600	消費税
計	5,000	1,600	6,600				1,600			